

「食事提供施設」新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費助成金 申請受付要項（概要）

【受付期間】 令和2年5月25日（月）から6月30日（火）（当日消印有効）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※6月30日（火）当日消印有効

＜宛先＞〒930-8501（住所記載不要）

富山県庁 「食事提供施設」新型コロナ緊急対策事業係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県のホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、5月18日（月）以降となります。

なお、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591 受付時間：午前9時～午後5時

助成金を装った詐欺にご注意ください！

- 県や市町村が、助成金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 県や市町村が、助成金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県や市町村をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

「食事提供施設」新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費助成金申請受付要項

令和2年5月11日

概要

1 趣旨

県内の中小企業、個人事業主等が経営する県内の食事提供施設^{※1}において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費を支援します。

※1 食事提供施設

施設種別	備考
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ・酒類の提供については、夜8時までとすることを要請（宅配・テークアウトを除く。）
料理店	
喫茶店	
和菓子・洋菓子店	
居酒屋	

〔参考〕 1 「富山県緊急事態措置」の別紙1「特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設」に掲げる「遊興施設等」（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等）は食事提供施設には該当しません。
2 「和菓子・洋菓子店」は、イートインスペースがある場合に限りです。

2 助成対象者

食事提供施設を営む県内の中小企業、個人事業主等

3 助成対象設備

- ①飛沫感染防止アクリル板、②透明ビニールカーテン、③非接触型自動水栓（蛇口）、④換気扇、⑤空気清浄機、⑥トイレ内の人感センサー付き照明器具、⑦店内の換気に必要な網戸、⑧自動消毒液噴霧器（ノータッチ式ディスペンサー）、⑨非接触体温計

4 助成対象となる整備期間

原則、5月7日（木）～6月15日（月）までの間に整備される設備が対象です。ただし、4月1日（水）～5月6日（水）までに整備された設備（この間に整備されたことが分かる書類を提出する必要があります。）も対象とします。

5 助成額

定額 10 万円

（ただし、1 事業者当たり、事業費 12 万 5 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上のものに限る。）

6 申請受付期間

令和2年5月25日（月）～6月30日（火）当日消印有効

申請要件

助成金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

なお、本助成金で対象となった事業については、「富山県地域企業再起支援事業費補助金」の申請はできません。

- 1 県内で食事提供施設を運営する県内の中小企業、個人事業主等であること。
- 2 6月15日（月）までに設備の整備が完了し、申請受付期限（6月30日（火）当日消印有効）までに支払いが完了した旨の確認書類が提出できること。
- 3 対象施設の営業に必要な許可等を有しており、それを証明するものを添付すること。
- 4 検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

申請手続き等

1 助成金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、5月18日（月）以降となります。
なお、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

2 提出書類

「食事提供施設」新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費助成金交付申請書及び実績報告書（様式1）及び添付書類（チェックリスト参照）を「郵送」してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡したりすることもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、交付までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、申請を却下する場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送願います。）

令和2年6月30日（火）の当日消印有効です。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒930-8501（住所記載不要）

富山県庁 「食事提供施設」新型コロナ緊急対策事業係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

4 助成金の申請受付期間

令和2年5月25日（月）から6月30日（火）（当日消印有効）まで

5 助成金の交付決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは助成金を交付します。また、助成金の交付は、6月上旬以降を予定しています。

6 交付決定の通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、助成金を交付する旨の決定をしたときは、「交付及び額の確定」の通知を送付いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

7 助成金に関する問い合わせ先

助成金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591 受付時間：午前9時～午後5時

その他

- 1 助成金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、助成金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。助成金の返還を命じたときは、この命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に10.95%の割合で計算した額（加算金）を支払うこととなります。また、助成金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき助成金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこととなります。
- 2 助成金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて設備整備状況等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 助成金に係る支出書類を整備し、事業年度終了後5年間保存しておいてください。